

令和5年度七戸町奨学資金貸付金申請要項

七戸町奨学資金貸付金の決定は、この要項によって実施する。

1 募集資格

父母または後見人等が1年以上七戸町に住所を有し、令和5年4月1日以降、大学、短大、専門学校に在学する者

2 貸付金額

- (1) 入学一時金 500,000円以内（入学時1回のみ）
- (2) 月額 40,000円以内（就学期間中） 但し、専門学校は除く。

3 受付期間

令和4年12月12日（月）～令和5年3月3日（金）
※（土）・（日）・（祝）・年末年始を除く

4 申請手続き

(1) 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 奨学資金貸付申請書（学務課に備え付け）
- イ 合格通知書または入学許可証の写し（在学学生は在学証明書）
- ウ 成績証明書（1年次から申請時までの成績）
- エ 所得証明書（父・母・子のもの）
- オ 住民票謄本（世帯分）
- カ 保証人の住民票抄本

(2) 申請書類の提出

上記(1)の申請書類を、受付期間内に七戸町教育委員会学務課に持参により提出する。

5 選考方法

- (1) 七戸町奨学生選考委員会において選考のうえ、決定する。
- (2) 選考にあたっては、成績及び世帯所得状況等を資料とする。
- (3) 成績については、評定平均3.5を基準とする。
- (4) 世帯所得金額については、次に示す金額を基準とする。
 - ア 本人・父・母(3人世帯)：給与収入1,009万円、事業等所得601万円
 - イ 本人・父・母・中学生(4人世帯)：給与収入1,100万円、事業等所得692万円
 - ウ 本人・父・母・中学生・小学生(5人世帯)：給与収入1,300万円、事業等所得892万円
- (5) (3)及び(4)の基準以外の者で特に必要と認められた場合、貸し付けを認める。

6 選考結果通知

3月中旬、郵送により選考結果を通知するので、その際、同封する振込関係書類を提出する。

7 貸し付け終了後の償還について

貸し付け終了後、以下のとおり償還します。

(1) 償還開始時期

卒業から1年間の据え置き期間経過後

(2) 償還期間

- ア 大学 15年以内
- イ 短期大学3年制 12年以内
- ウ 短期大学2年制 10年以内
- エ 専門学校 5年以内

(3) 利息について

無利息

(4) 連帯保証人・保証人について

- ア 連帯保証人 親権者及び後見人
- イ 保証人 親権者と独立の生計を営む成人